

公表
します！

町の財政事情

平成21年度下半期
平成21年10月～平成22年3月

問い合わせ／財務課（☎581・2121内線323）へ。

町では、6月1日に平成21年度下半期（平成21年10月～平成22年3月）の財政事情を公表しました。これは、町の財政事情を町民の皆さんに広く知っていただくために、毎年6月と12月の年2回、定期的に行っているものです。

ここに公表した数値は、すべて3月末日現在のもので、最終的な数値は決算でお知らせします。

一般会計予算の収支状況

一般会計は、下半期に8196万1千円の追加補正をした結果、前年度からの繰越額10億2,326万8千円を加えた最終予算額は105億9,085万5千円となりました。

一般会計の収支状況は次のとおりです。

歳入 98億9,942万3千円 [収入率93.5%]
歳出 94億7,316万5千円 [執行率89.4%]

一般会計
予算執行状況

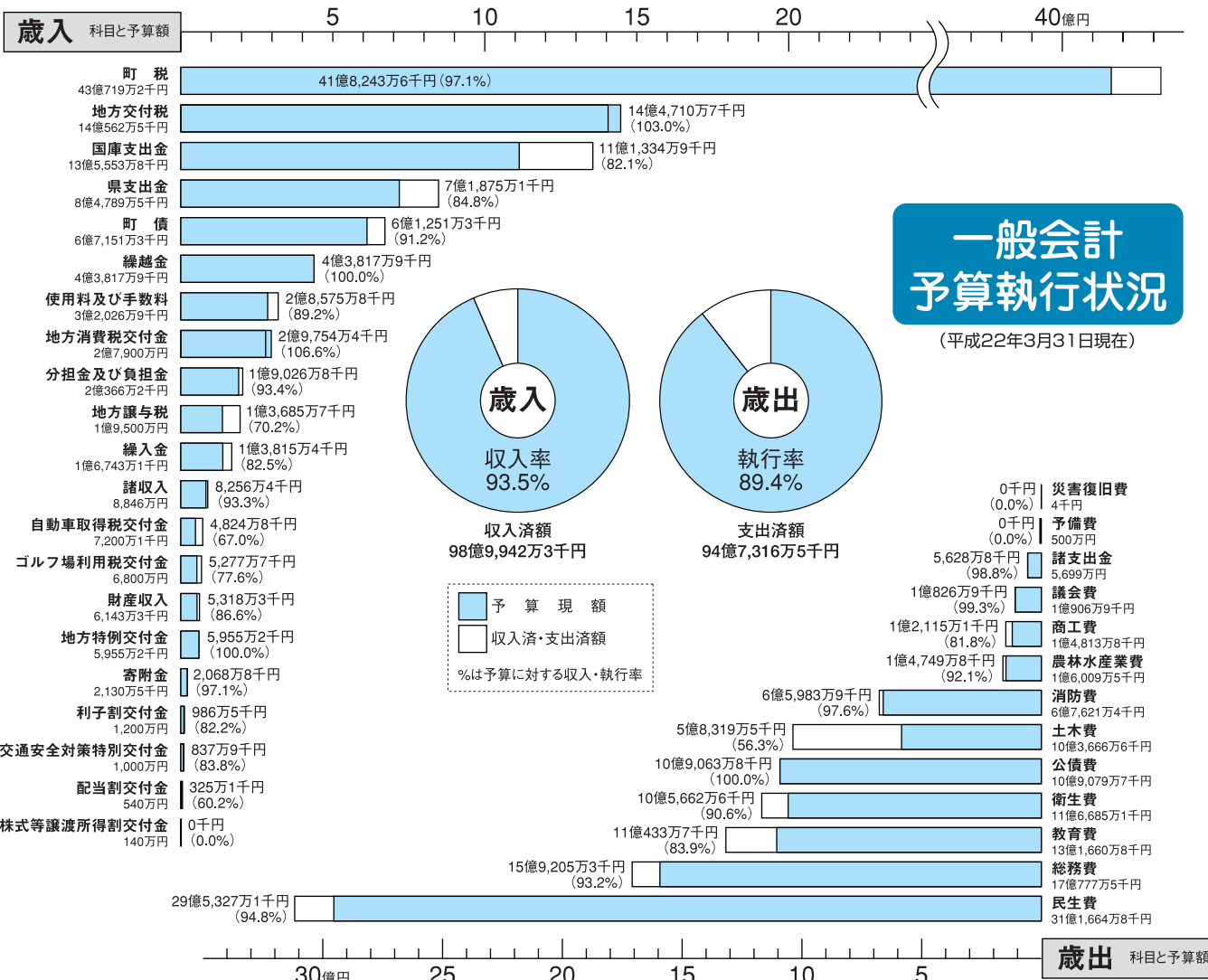
（平成22年3月31日現在）

特別会計の収支状況

特別会計は、歳入の予算現額64億6132万7千円に対して収入率87.4%、また歳出は予算現額69億647万6千円に対して89.5%の執行率となっています。

歳入				
区 分	予算現額	収入済額	収入率 (%)	
国民健康保険	37億4639万3千円	30億9047万7千円	82.5	
老人保健	6960万6千円	6158万6千円	88.5	
後期高齢者医療	2億9268万7千円	2億8780万3千円	98.3	
下水道事業	8億2062万3千円	7億4677万4千円	91.0	
農業集落排水事業	2億8551万6千円	2億3663万9千円	82.9	
水道	収益的	8億7832万7千円	8億6282万9千円	98.2
	資本的	3億6817万5千円	3億6124万2千円	98.1
合 計	64億6132万7千円	56億4735万円	87.4	

歳出				
区 分	予算現額	支出済額	執行率 (%)	
国民健康保険	37億4639万3千円	35億4295万8千円	94.6	
老人保健	6960万6千円	4695万6千円	67.5	
後期高齢者医療	2億9268万7千円	2億1120万4千円	72.2	
下水道事業	8億2062万3千円	7億4114万7千円	90.3	
農業集落排水事業	2億8551万6千円	1億113万7千円	35.4	
水道	収益的	8億3964万7千円	7億7513万3千円	92.3
	資本的	8億5200万4千円	7億6342万7千円	89.6
合 計	69億647万6千円	61億8196万2千円	89.5	



年金
あれこれ

国民年金保険料には
免除制度があります

経済的な理由や災害等により、保険料を納めることが困難な場合は、申請し、承認されると保険料が免除されます。免除制度は段階的に免除基準を設定して、「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」があります。

＜免除承認期間＞

申請月	承認期間
平成22年7月まで	平成21年7月～22年6月（平成20年所得で審査）
平成22年8月～23年7月	平成22年7月～23年6月（平成21年所得で審査）

○配偶者、世帯主の所得がそれぞれ免除基準以下であることが条件です。
○天災や失業等の理由による申請も可能です。その際は、公的機関で発行する証明書等を添付してください。

免除の対象となる
所得の目安

社会保険料控除などの控除額が各個人で異なるため、次の表は目安となります。

＜免除の対象となる所得の目安＞

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
4人世帯（夫婦・お子さん2人）	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯（夫婦のみ）	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

促進
ついでに

住宅の省エネリフォーム・断熱改修

県では、既存住宅の断熱性能を高め、エネルギー効率の向上等に寄与する設備等の導入を促進し、家庭における二酸化炭素排出量の削減を図るため、窓などの断熱改修の施工に併せ省エネ設備を設置した方に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

対象となる省エネリフォーム／エコポイント発行の対象となる次の工事
①窓の断熱改修
②外壁、屋根・天井または床の断熱改修

補助対象設備・補助金の額／改修

補助金の対象となる省エネ設備等	補助金額
潜熱回収型給湯器（通称「エコジョーズ」「エコフィール」）	2万円
CO ² 冷媒ヒートポンプ給湯器（通称「エコキュート」）	4万円
ガスエンジン給湯器（通称「エコ威尔」）	4万円
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（通称「エネファーム」）	20万円
太陽熱利用システム（自然循環型）	2万円
太陽熱利用システム（強制循環型）	4万円
地中熱利用システム	20万円

対象者／次の全ての要件を満たす方が
①埼玉県内に自ら居住する既存住宅がある方
②既存住宅で省エネリフォームを施工する方
③既存住宅に省エネ設備等を設置し、

使用する方
④補助金の交付決定後に省エネリフォームの施工および省エネ設備等の設置工事を行い、実績報告書を平成23年3月24日までに提出できる方
提出書類／補助金交付申請書および添付書類
※詳細は埼玉県のホームページ（<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/ecoup-reform.html>）をご覧ください。

申請見込件数／1,000件
申請期間／平成23年2月28日（月）まで

申請方法／（財）さいたま住宅検査センター（〒330-0064さいたま市浦和区岸町7-12-3）へ提出、または郵送してください。
※提出の場合は午前9時30分～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

県の補助制度に加え、窓などの断熱改修には住宅版エコポイントが発行され、高効率給湯器などの設置に対しては国から定額の補助金が交付されます。助成制度を併用することにより省エネ化の費用負担が軽減されますので、この機会にご活用ください。
問い合わせ／埼玉県環境部温暖化対策課エコエネルギー推進担当（☎048・830・3069）へ。